

議会議員政治倫理審査会 第4回議事録（要点整理）

開催日時	令和4年8月24日（水）午前9時57分～午前11時30分
場 所	潟上市役所 常任委員会室3
案 件	（1）対象議員の審査について
出席者	<ul style="list-style-type: none"> ・鈴木壮二委員・堀井克見委員・伊勢潤委員 ・藤原仁美副委員長・中川光博委員長 ・対象議員 西村 武議員 ・議会事務局長・議会事務局次長
記録者	議会事務局主査
<p>【会議記録】</p> <p>○中川委員長 皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、政治倫理審査会を開会します。 事務局から、請求書類の提出状況について報告をお願いします。</p> <p>○事務局長 請求書類の提出は、過去と同様に提出いただいております。</p> <p>○中川委員長 それでは、対象議員に入ってくださいと審査を進めたいと思います。</p> <p>～対象議員入室～</p> <p>○中川委員長 それでは対象議員に入ってくださいと審査を進めます。 今日は、対象議員の話と意見を聞いて、質疑応答時間を取りたいと考えておりましたが時間がないとのことですので、まず対象議員から、この件に対しての考えを聞かせたいと思います。</p> <p>○西村議員 この審査会で過去3回の審査をした経緯があります。いずれも違反ではないとの結果で、その状態が今も続いています。関係企業は議員の倫理と関係がないのです。違反でないのに辞退に努めなければならないというのは理由にならないので、止める権利も無いのです。それから資料の提出依頼がありましたが、違反ではないので提出することはできません。それと、改選後30日以内に倫理条例に従って公的な資料を提出しています。個人情報保護、個人の権利を侵害する恐れがあるので拒否します。除雪については、市の行政執行に著しい支障がある場合は除くとありますので、そこを審査すれば良いのではないですか。 地方自治法92条の2は、議員の兼業の禁止であって辞退するような文言はないことも申し上げます。それと、地方自治法を超える条例は無効ということも考えてください。</p>	

○中川委員長

大きく四つの点について意見をいただいたと思います。一つは倫理条例の13条についての関係企業の話と、条例そのものが自治法に反しているというような話をいただいたと思いますので、その点も含めて委員から質問があればお願いしたいと思いません。

○西村議員

違反はしていないのに質問するのはおかしくないですか。今も除雪に関して違反はしていません。この審査会で決めるのは市の行政執行に著しく支障があるかないかの審査をすれば全て解決するのではないですか。

○中川委員長

それも先程話されて四つの意見いただいたと思いますが、その点について委員の皆様いかがですか。

～ 質問なし ～

○西村議員

委員長。要するに市の行政執行に著しく支障があるかないかです。

○中川委員長

行政の意見も聞きながら審査を進めたいと考えています。今日は対象議員の意見を伺いましたので、委員の皆さんに質問があればお願いします。

○堀井委員

今回で審査請求を受けたのは5、6回になると思います。冒頭に対象議員から説明がありました。そのポイントは、違反はないのだから資料を求められても証言を求められても何も言うことはないとの主張であったと思います。対象議員の思いは受け止めますが、審査会は倫理条例に基づいて進めていますので、ご了解いただきたいと思いません。違反でないものに、なぜ資料提出を求めたかとのことですが、条例の9条で、審査会は必要な場合には、委員以外の者を会議に出席させ、資料等の提出を求めることができること明確に謳われています。さらに、10条では審査会から審査に必要な資料の提出あるいは会議の出席請求があった場合は、それに従わなければならないとあり、それに基づいてこのようになっていることを理解してください。それではお尋ねしますが、資料の提出もなかったしそれに応じる責務もないとのことで残念だと思います。むしろ提出してもらって、それをもって説得力のある意見をいただければ良かったと思います。

○西村議員

委員の言っていることは、倫理条例に抵触している場合はそのとおりだと思いますが、違反がないのです。違反であれば辞退に努めなければならないのですが、資料請求は越権行為のため提出しません。

○堀井委員

違反ではないとのことですが、違反があるのかないのかは審査会で決めることで

す。倫理条例 13 条に抵触するのではないかとこのことで、新たに審査請求が提出されています。

○西村議員

13 条は兼業禁止の条文です。条例は地方自治法を超えているため無効になります。

○中川委員長

今日伺ったところによると、四つの意見が提出されたので、審査会でも審査をします。

○西村議員

間違った審査と行き過ぎた審査はしないようにお願いします。審査請求は除雪に関してであって、地方自治法は議員の兼業の禁止です。営利を目的にしたことを規制しているのが地方自治法 92 条の 2 です。

○中川委員長

対象議員が退席します。

～対象議員退室～

○中川委員長

この後、再度話を伺うのか、これで良いのか意見を伺いたいと思います。

○鈴木委員

必要ないと思います。

○伊勢委員

必要ないと思います。これ以上聞いても同じ回答が返ってくるものと思います。

○藤原副委員長

私も同じ回答になるかと思っています。

○堀井委員

対象議員は、倫理条例について違反がないと主張しています。13 条のただし書きはあるものの、関係私企業は潟上市と取引関係があってはならないことが 13 条の趣旨です。今まで違反ではなかったから良いとの主張もかみ合わないと感じました。審査請求者と相容れない主張で審査は大変難しいと思います。もう一度招致しても変わらない姿勢だろうし、この審査会の委員構成では変化もしないと思います。

○中川委員長

対象議員の意見は集約されていると思いますので、招致しないことで良いですか。

対象議員の主張の一つ目は、関係私企業には違法性がないこと。二つ目は、著しい支障がある場合に関して審査をして欲しいこと。三つ目は、潟上市議会議員政治倫理条例は地方自治法を超えて違法だと話していました。四つ目は、過去の審査会では倫理条例に違反してないとのことで書類その他は出せないと話していました。ただし、

今後の審査会の決定によって違反だと認定された場合には、要求された書類等々は出しても良いとの話であったと思います。

○堀井委員

そのような趣旨の発言をしていたことは事実で、本人が思っていることを話したと受け止めています。委員が質問をして、それに答えたのではないし、去年の審査会で違反はないとしたのだから問題はないのだと。これは完全に矛盾しています。一昨年の審査請求の結果はそうかもしれないが、今年は新たな審査請求を受けて審査しているのだから整合性がないと思います。

○中川委員長

一つ目は、関係私企業が請負をしても全く違反はないので口を挟む余地はないとのことですが、この点については委員の皆さんいかがですか。

○堀井委員

審査会は、関係私企業と対象議員の関係を確認するために登記書等の提出を求めたのであって当然協力しなければならないのです。条例で決まっていることを拒否したのです。対象議員は、13条のただし書きに基づいて請負をしているから違反はないとしているが、除雪が災害なのかどうか。対象議員が違反はしていないと終止したので、13条に基づき関係私企業等々の確認すらできなかったと思います。

○中川委員長

私は、対象議員が何故そのような主張をしたのかについても聞きたかったのですが、時間の関係で確認できませんでした。まとめの三つ目になりますが、条例の第13条について、対象議員はこの条例は自治法を超えているとか違反しているとか、無効だとのニュアンスも含め話をしていましたが、この点はしっかりと審査会で議論する必要があると思います。

○堀井委員

委員長が指摘したとおり、自治法に違反していると断言しました。

○中川委員長

この件は、過去の審査会で議論をしている内容で資料もあるので、皆で確認しておきたいと思います。

○堀井委員

潟上市倫理条例が地方自治法に違反していると言いましたが、その根拠を私は理解できません。

○中川委員長

審査会としても確認しておくべきかと思います。最高裁判例もあるので、倫理条例が憲法に違反しない、自治法に違反ないということを確認しておきたいと思います。

○鈴木委員

その内容は、損害賠償に対するもので全く別のものです。

○中川委員長

個々の事案は多少違って同じ内容です。

○鈴木委員

92 条の 2 に関する最高裁判決は賠償請求に対するもので、これとは違う内容です。

○中川委員長

私が話していることは、倫理条例が憲法に反するかについての判例なので、そこを確認すべきだということです。

○堀井委員

市の倫理条例は、憲法違反や地方自治法違反にあたらないことを確認したいと委員長は話しているのであって、理解できます。

○中川委員長

次に、二つ目の著しい支障については、26 日に当局から説明を聞いた時に議論が必要かと思う内容だったと思います。四つ目は、去年も違反ではないと判定を受けたので今も違反ではないとのこと。それは堀井委員が指摘したように、今回の請求は令和 3 年度分であり、対象議員の話は令和 2 年度分までの結果なので、それをどう解釈したら良いのか議論の余地はあるかと思いますが、この四つの点を主張していましたので、今後は招致しなくても、以上のような論点から進めても良いかと思いましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。

○伊勢委員

この審査請求の内容は、対象議員は 13 条に反しているのではないかとのことだと思えます。ですから、この請求について審査するのであれば、対象議員が話したことをすべて審査する必要はないのではないかと思います。当局を招致して説明を聞くとのことですが、令和 2 年も令和 3 年も同じ回答が続いています。この回答の内容と変わるのですか。

○中川委員長

それは予想できません。13 条に違反しているのではないかとこの請求なので、それを中心に議論を進めますが、その過程で出た課題は委員皆で議論をしないと前に進めないと思います。同じような事案で何回も審査請求が提出される本質的な部分をつかまないと、どのような報告をしたら良いのか、なぜこのようなことが起きるのか、審査の一番のポイントとして進め、審査結果をどうするかだと思います。審査のポイントは 13 条のただし書きの災害の定義、範囲が詳らかではないので、当局との意見交換の場で詰めないといけないと思います。

○伊勢委員

何回か審査会を重ねて結局 13 条から結構苦戦して議論を重ねていると思います。手順を踏んでいるものと思いますが、ある程度目標が欲しいと思います。

○中川委員長

目標は 13 条について結論を出すことで、その理由を明確にすることです。それが

第一の目標で、もう一つは、なぜ何回もこのようなことが起きるのか、それが今後の議会全体の問題になるのか、また審査会の問題になるのかあるいは行政との絡みになるのか、そこも報告書に載せたいと思います。

○伊勢委員

審査会の議論の中で解釈が変わることはないとの認識で良いですか。地方自治法92条の2の趣旨に従いとありますが、議論をして知識を深めていく中であっても条例の解釈は変わりませんね。

○中川委員長

倫理条例及び施行規則にのっとり判断して結論を出します。その結論に至った理由は何か、毎回同じことが提出される本質的な課題は何か、それを審査会は突き詰めて記録しておかないと無駄な仕事になってしまうかと思えます。

○伊勢委員

委員長の考えは良く分かりました。

○中川委員長

13条の審査結果に至ることは、10条の議員の協力義務をどう捉えるか、なぜ資料を提出しないのか、説明はされましたが違反しているのです。それを審査会がどう判断するのかを踏まえながら結論に導いていくものだと思います。

○鈴木委員

関係私企業の届出は条例で決められているので、その届出書で十分でないですか。

○中川委員長

それは前回皆で議論して決めたものです。それを蒸し返して議論することはしません。

○鈴木委員

提出されないのであれば、ある資料で判断しなければならないと思います。条例で決められている関係私企業届出書で審査するしかないと思います。

○中川委員長

審査会の合議で決めたのだから請求しなければいけないし、最終的な論点は13条ですが条例の全部を使って結果を示さないといけないのがこの審査会です。皆で議論し、どこに結論を持って行くかだと思います。

○藤原副委員長

皆さんの意見を踏まえて、前回の報告書、前々回の記録にもあるように、何度も同じことが繰り返される原因を洗い出すこと、請求者も、この倫理条例の条文がある限り、この部分を取るような改正をしない限りはついてまわると思えますと、はっきり話していて、この審査会は改革委員会に改革してくださいとお願いできるのか、議長に求めるように促すことができるのかについて確認して良いですか。

○中川委員長

今度は当局を招致し、意見を聞くこととなります。その後は、どのような審査結果とするか話し合わなければならないと思います。合わせて、なぜ同じことが繰り返されるのかを報告書に記載できるように意見を出し合い、意見が一致しなければ両論併記の形をとりたいと思います。その結果によって議会全体が動いたり、あるいは行政に働きかけたり、色々なことが出てこないといけないと思います。倫理審査会は改革委員会ではないので、そこは議会に報告して議長を中心に皆で揉むような作業になるものと思います。

○堀井委員

何年にも亘ってなぜ同じ審査請求が提出されるのか。多くの議員が審査請求しています。この条例が制定された時に自らを律し市民から誤解を招かないようにするため市との取引があった議員は撤退しています。議員であるうちは市との請負をしなければ、このような請求もなくなります。

○中川委員長

そのような話を、当局の説明の後にして結論に導く。異論があるようでしたら両論併記という形で報告書に載せたいと思います。

今後の審査会のスケジュールを検討するため、議会のスケジュール表はありませんか。

○堀井委員

同じことを繰り返したところで全会一致になる感じはしません。それを踏まえもう一度集まり報告軸を決め、報告書にした方が良いのではないかと思います。

○中川委員長

お配りした日程表案を見ると、9月で空いているのは2日、7日、9日、26日～29日で、最低でも2回。1回目は話し合っ2回目は報告書を確認して、最終の清書は委員長と副委員長に任せてもらえれば9月は2回で済みます。

○事務局長

26日は、常任委員会、特別委員会のほかに報告のまとめ等々もありますので、厳しいと思います。

○中川委員長

では、原稿の最終確認を9日、12日、13日のどれかにしますか。7日に議論は終結して、局長どうですか。

○事務局長

13日までの間をお願いします。

○堀井委員

余裕持って進めた方が良くと思うので、2日と、1週間後の9日はどうですか。

○事務局長

その日程であれば可能です。

○中川委員長

では、2日を最終議論にさせていただいて、9日は粗い原稿をポイント中心で議論します。色々盛り込みが必要なものがあればそれも任せてもらうか、確認が必要であれば26日、27日の辺りで最終確認をします。

今日の会議はこれを持ちまして終了いたします。お疲れ様でした。

終了